

定 款

株式会社アクセスグループ・ホールディングス

定 款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社アクセスグループ・ホールディングスと称し、英語表記は ACCESS GROUP HOLDINGS CO., LTD.と称する。

(目的)

第2条 当会社は、次に掲げる事業を営むことを目的とする。

- (1) 合併、会社分割、企業提携、事業譲渡等に関する仲介及びコンサルティング業務
- (2) 求人、学校広報、セールスプロモーションに関するコンサルティング及び情報提供業務
- (3) 入社又は入学案内・広告宣伝、会社又は学校紹介用ビデオ及びノベルティ等の受注製作業務
- (4) ダイレクトメールの代行業務
- (5) 広告代理業
- (6) 情報管理・処理サービス
- (7) 求人広告・学校の生徒募集広告・セールスプロモーションに関連した各種イベント及び講演セミナーの企画運営
- (8) 労働者派遣事業
- (9) 有料職業紹介事業
- (10) 企業向け教育研修代行業
- (11) コンピュータによる事務処理、文書作成、画像編集業務等の請負
- (12) 経理・人事・総務・法務監査・広報・情報システムに関する事務代行及びグループ運営管理
- (13) 金銭の貸付け・保証・管理
- (14) 人事コンサルティング業務
- (15) 経営指導コンサルティング業務
- (16) 不動産及び動産の保有、売買、賃貸及び管理
- (17) 損害保険代理業に関する業務
- (18) 前各号の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること

と。

(19) 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(機関の設置)

第4条 当会社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告の方法により行う。

2 事故その他のやむを得ない事由により、電子公告による公告をする
ことができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は3,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、会社法165条第2項の規定により、取締役会の決議によつて市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規程)

第 10 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

第 3 章 株主総会

(基準日)

第 12 条 当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

2 前項の規定にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができます。

(招集の時期)

第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は隨時必要に応じてこれを招集する。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、ほかの取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、

出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有するほかの株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(選任)

第19条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議により取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

2 取締役会の決議により、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会)

第 22 条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、ほかの取締役がこれに代わる。

- 2 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。
- 3 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
- 4 取締役会の運営その他に関する事項については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第 23 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員数)

第 24 条 当会社の監査役は、3 名以内とする。

(選任)

第 25 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 26 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠のため選任された監査役の任期は、現任監査役の残任期間とする。

(常勤監査役)

第 27 条 監査役会は、その決議により、常勤監査役を選定する。

(監査役会)

第 28 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

3 監査役会の運営その他に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第 29 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 30 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 会計監査人

(選任)

第 31 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第 32 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第 33 条 会計監査人の報酬等は、取締役会が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第 34 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項に規定する会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が限定する額とする。

第 7 章 計算

(事業年度)

第 35 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第 36 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

3 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 37 条 期末配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2 未払の配当金には利息をつけない。

附則

(履歴)

平成 20 年 6 月 (相続人等に対する売渡しの請求) 追加

平成 21 年 4 月 「株式会社化への組織変更」に伴い、定款全項目変更

平成 22 年 4 月 (代表取締役及び役付取締役) 変更
(事業年度) 変更

平成 22 年 7 月 (目的) 変更

平成 26 年 6 月 (商号) 変更

平成 26 年 12 月 (中間配当) 追加

平成 27 年 3 月 (機関の設置) 変更
(常勤監査役) 追加
(監査役会の招集手続) 追加
(監査役会規程) 追加
(報酬等) 追加

平成 27 年 12 月 (機関の設置) 変更
(会計監査人) 追加
(会計監査人の任期) 追加
(会計監査人の責任免除) 追加

平成 30 年 6 月 (発行可能株式総数) 変更

平成 30 年 8 月 (公告方法) 変更
(株式の譲渡制限) 削除
(株式の不発行) 削除
(相続人等に対する売渡しの請求) 削除
(自己株式の取得) 追加
(単元株式数) 追加
(単元未満株式についての権利) 追加
(株式の募集) 削除
(基準日) 変更
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 追加
(議決権の代理行使) 変更
(代表取締役及び役付取締役) 変更
(取締役会) 変更
(取締役の責任免除) 追加
(常勤監査役) 変更
(監査役会の招集手続) 変更
(監査役の責任免除) 追加
(剰余金の配当) 削除
(中間配当) 削除
(剰余金の配当の基準日) 追加

(配当金の除斥期間) 追加
令和 4 年 12 月 (基準日) 変更
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 削除
(電子提供等措置) 追加
(事業年度) 変更
令和 5 年 4 月 (附則) 1. 2. 3. 削除